

國學院大學學術情報リポジトリ

Court Noble Manors in Eastern Japan in the Muromachi Period

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Sugiyama, Kazuya メールアドレス: 所属: |
| URL | https://doi.org/10.57529/00000683 |

室町期東国の公家領

杉山一弥

はじめに

中世後期の社会経済に関する研究は、近年、室町期荘園制の概念が提起され、検証作業が鋭意すすめられている。⁽¹⁾これは、解体・崩壊期とされてきた南北朝・室町期の荘園について、いわゆる寺社本所一円領・武家領体制論と室町幕府—守護体制論を連結させてとらえ直そうとする試みである。⁽²⁾日本列島すべてが検討対象となるこの研究は、東国荘園の実態究明も重要な課題である。

室町期荘園制の特徴のひとつとして、代官請負制によって都市領主と在地が結ばれるという要素がある。代官には国人・守護被官・禅僧などの選択肢があったが、京都からみて遠隔地の東国荘園では一体いかなる経営形態が適格的だったのかも論点となろう。

室町期荘園制の分析視角によって中世後期の東国荘園をとらえ直した論考として、井原今朝男氏の先駆的研究がある。⁽³⁾井原論考は、十四世紀の南北朝期に軸足をおき、法制度の整備と運用、鎌倉府が東国の社会経済に果たした役割の解明など、基盤研究を推進した。

そこで本稿では、残された課題である十五世紀の室町期に焦点を絞り、東国荘園の個別検証を試みたい。この点すでに私は、常陸国の室町幕府と禁裏の複合的御料所の荘園や、伊豆国の荘・郷について検討を加えている。⁴これをふまえ本稿では、とくに公家の東国荘園を集中的に検討し、相模国糟屋荘、上野国利根荘、上野国綿貫荘、越後国白河荘の具体的な事例検証を試みることにする。

一 相模国糟屋荘と久我家

相模国糟屋荘は、神奈川県伊勢原市上粕屋・下粕屋とその周辺地域に比定される。⁵久寿元年(一一五四)十二月に立券された荘園である。⁶本家職は安楽寿院領として八条院や永嘉門院による伝領が知られ、領家職とみられる「領所」には承久三年(一二二二)から元仁元年(一二二四)ごろ源雅清卿が確認される。⁷また荘司は、いわゆる開発領主で寄進者の系譜をひく糟屋氏とされるが、鎌倉初期に糟屋有季が比企能員の女婿として比企氏の乱に関与して勢力を失った。⁸糟屋荘はその後、執権北条氏一族の影響下にあったとみられ、鎌倉幕府滅亡時の地頭職は大仏貞直であった。⁹

久我家が糟屋荘に関する権益を獲得したのは南北朝期のことである。『久我家文書』にはつぎの後光厳天皇綸旨が伝存する。

相模国糟屋庄領家職事、任入道通春朝臣讓、御知行不^レ可^レ有^レ相違^二之由、

天氣所^レ候也、以^二此旨^一可^レ下令^二洩申^一給^上、仍言上如^レ件、
(後北条氏)
(安原院)
 行^レ知誠恐願^レ首謹言、

延文二年後七月十六日 勘解由次官平(花押)

進上 中務大輔殿^⑩

これは後光厳天皇が、延文二年(一三五七)閏七月、中院通春から久我通相への糟屋荘領家職の譲与を承認した文書である。充所の中務大輔は人物比定できないが、発給者を安居院行知とする綸旨の書札礼をふまえ、久我通相の正二位・内大臣・右近衛大将・氏長者・淳和獎学両院別当という身分格式に鑑みれば、久我家々司とみるのが穩当である。

前述の唐橋雅清から中院通春にいたる鎌倉期の糟屋荘領家職の変遷は追うことができない。しかし、唐橋家と中院家はともに久我家の庶流である。そのため通春は、雅清の系譜をひく人物とみるむきもある。いずれにせよこの延文二年の久我通相による糟屋荘領家職の獲得以降、室町期の久我家では、通相・具通・通宣が三代にわたって同領家職を継承していったのである。

『久我家文書』には、室町期の糟屋莊領家職をめぐるときの二通の文書が伝存している。

①久我入道前太政大臣家雜掌申相模国糟屋莊領家職事、解状具書如レ此、早可有申沙汰之由、所レ被レ仰下也、仍執達如レ件、

応永三十年十月十五日

前波將持
沙弥

上杉中務少輔入道殿

②久我大納言家雜掌申相模国糟屋莊領家職事、解状具書如レ此、先立被レ仰畢、早被レ打渡彼雜掌之様、可有申沙汰之由、所レ被レ仰下也、仍執達如レ件、

応永十八年四月十五日

前山將持
沙弥 (花押)

上杉右衛門佐入道殿

右は、いずれも管領(室町幕府)から関東管領(鎌倉府)にむけて発給された奉書で、①は斯波義將↓犬懸上杉朝宗、②は畠山満家↓犬懸上杉氏憲(のち禪秀)である。内容は、ともに久我家から訴えのあった糟屋莊領家職めぐって、管領が関東管領に問題解決を要請したものである。領家職の得分納入をめぐる訴訟といえよう。また管領は、関東管領に鎌倉公方へ申沙汰するよう依頼している。これは室町幕府が、この訴訟は鎌倉公方を中心とした鎌倉府のもとで解決されるべき問題と考えてい

たことを示している。鎌倉府による東国社会の統轄という室町期日本列島の政治経済の仕組みをふまえて理解すべき事由といえる。

久我家にとって相模国糟屋莊は、京都から遠く離れた東国莊園であった。つまり①②は、遠隔地莊園という糟屋莊の性格ゆえ領家職得分の確保に苦慮する久我家の様相を示すことになる。しかし同領家職をめぐるとの訴訟文書は、①②が『久我家文書』に伝存するのみである。さらに①②は、いずれも犬懸上杉氏が関東管領に在任中の発給文書である。そこには史料残存の偶然性だけでは片づけられない理由が考えられよう。当時、訴訟における関連文書の獲得には当事者主義が貫かれていたからである。その意味で注目される記述が、つぎに掲げた『鶴岡八幡宮社務職次第』のなかにある。

快尊

大納言法印、号実性院^{廿四}、治六ヶ月、上杉右衛門佐入道^{氏憲}禪秀息^{通全}久我^{宗子}、西南院前大僧正弘賢受法印可^{三憲院}、宝幢院宮大僧正灌頂弟子、大倉熊野堂^(鎌倉)・鑊阿寺^(下野国)・赤御堂^(鎌倉)・上総八幡宮別当、応永廿三年丙申八月十五日、令移^(鎌倉)別当坊^(鎌倉)給、当日放生会出仕在^(足利)之、応永廿四年丁酉正月十日、満隆^(足利)・持仲并禪秀以下馳籠別当坊^(巨福路)即滅亡了、快尊於^(足利)小袋坂^{廿一}、

此時別当坊・御影堂・対屋以下悉消失了、

鶴岡八幡宮の二十二世別当であった快尊は、②にみえた犬懸上杉氏憲（のち禅秀）の子息だが、久我前大将通全の猶子でもあったというのである。久我前大将通全とは、久我前大将通宣の音通・誤記であろう。久我通宣は、祖父通相・父具通・子息清通らとは異なつて太政大臣に昇ることができず、権大納言・右近衛大将が極官であつた。室町期に久我前大将と呼称される人物は、久我通宣のみである。

鶴岡別当快尊をとりまく人間関係を勘案すると、久我家が糟屋荘領家職をめぐつて鎌倉府に訴えたのは、犬懸上杉氏（朝宗・氏憲父子）が関東管領に在任中の時期をねらつて行動を起こしたとみるのが穩当である。関東管領に就任できる身分格式の犬懸上杉氏は、久我家にとつて糟屋荘領家職の保持につよい政治的影響力が期待できる存在と映つたことであろう。鶴岡別当快尊は、そうした久我家と犬懸上杉氏をむすぶ象徴的な存在だったといえる。

しかし犬懸上杉氏憲・鶴岡別当快尊父子は、前掲『鶴岡八幡宮社務職次第』のごとく応永二十四年（二四一七）正月、上杉禅秀の乱にて敗死した。そして同乱以後、犬懸上杉氏が関東管領に就任することはなかった。『久我家文書』に①②以降の糟

屋荘関連文書が伝存しないのは、久我家と私的関係をもつ犬懸上杉氏が上杉禅秀の乱で没落したことと連動しているとみるのが整合的であろう。

さて①②がじつさいに機能し、糟屋荘領家職の得点が京納されたのか否かは不明である。糟屋荘は鎌倉幕府滅亡後、地頭職がいわゆる元弘没取地として足利尊氏に与えられたのち、権利関係が細分化されていたからである。たとえば南北朝期の同荘豊部郷では、雑色藤五跡が京都清水寺、¹⁵工藤与三跡が粟生為¹⁶広、四分寺地頭代職が佐藤元清、らに分配された。また同荘高森郷も、近隣の雨降山（阿夫利山）大山寺へ寄進されたことが知られる。¹⁸

ただし観応二年（一三五二）十二月、糟屋荘には「糟屋荘政所」¹⁹が設置されており、上杉藤成が関与していた明証がある。戦国初期、糟屋荘は扇谷上杉氏の拠点のひとつとなるが、その萌芽は南北朝期にあるのである。しかし、久我家が訴訟を起こした応永年間の糟屋荘と扇谷上杉氏の関係は史料がなく詳細不明である。したがつて犬懸上杉氏から扇谷上杉氏への働きかけの有無も判断できない。また久我家は、①②のごとく管領奉書を複数回にわたつて獲得している。これは、領家職得分の京納が不首尾だったことを暗喩しているよう。

二 上野国利根荘と万里小路家

上野国利根荘は、群馬県利根郡すべてをおおう広大な地域に比定される。康治二年（一一四三）八月までに立券された荘園である。²⁰利根荘は、土井出・笠科荘との別称をもつことから二地域によって構成されていたと想定され、さらに西側の隅田荘も合併したという。本家職は、安楽寿院領として昭慶門院による伝領が知られるが、すでに嘉元四年（一三〇六）年六月には「地頭請所」²¹となっている。地頭職は、鎌倉幕府吏僚中原親能から養子大友能直へ譲られたのち、豊後大友氏の遠隔地所領として相伝される様相がうかがえる。²²

万里小路家が、いつ利根荘の所職（領家職^カ）を獲得したのかは不明である。しかし室町中期、万里小路時房はその日記に利根荘の経営に腐心する様相を書き留めている。²³『建内記』正長元年（一四二八）五月三十日条裏が初見記事で、「不知行所々内」に掲げられたつぎの一文である。

上野国利根庄（水廿二年開大乱以後、上野国住人白旗、以地頭職之御下知押領之、百廿四）

利根荘は、応永二十三年に勃発した上杉禪秀の乱後、地頭職による下知を根拠として、上野国住人の白旗一揆が押領してい

たというのである。押領した白旗一揆とは、利根荘内に拠点を置く沼田氏や発知氏らとみるのが穏当であろう。また押領を容認した地頭職については、上野国内の闕所地処分権をもつ山内上杉氏とみるむきもあるが確定できない。²⁴なお利根荘領家職の得分は、一二〇貫であったこともわかる。さらに関連して、菊亭本『建内記』正長元年五月条にはつぎの紙背文書が残る。

其後久不^レ申承^二恐鬱候、旧冬御音信之時、^{〔利根事、代官入部之由承候間悦喜候、乃貢進濟遂日待入候、可有御察候、嚴重下知候之上者、地下定無為候哉、委細可承候、}
那波許へ此事旧年遣^レ状候、返報候者可^レ給候、天下每事無為珍重候、

本文書は、書止であるため充所を欠く。しかし万里小路時房は、正長元年五月ごろ利根荘に代官が入部するとの情報をえて、京納を心待ちにする様相がうかがえる。またこの当時の代官職は、那波宗元であったこともわかる。那波宗元は、上野国那波郡を苗字の地とする鎌倉府奉公衆で、鎌倉公方足利持氏の近臣であった。²⁵これらは利根荘が、上杉禪秀の乱（応永二十三年）までは代官請負による京納が果たされていたことを示している。

しかし十四年後、万里小路時房がふたたび利根荘について記したとき、京納はなお滞ったままであった。すなわち『建内記』

嘉吉二年（一四四二）四月二日条のつぎの記事である。

上野国利根庄事、称^{（十ヶ年）}。諸公事免除、白旗一揆及^{（良考）}異儀、近年不濟之間、淨花院東堂籌策可^{（兼光）}示^{（兼光）}長尾^{（上野國）}云々、仍證文并雜掌解・愚状等遣^{（兼光）}上相房州許、依^{（上野國）}守護也、無為之樣可^{（兼光）}執沙汰^{（兼光）}之由書レ之、

利根荘では、白旗一揆が諸公事を十年間免除されたと称して滞納していたのである。そこで万里小路時房は、淨花院良秀の仲介によって、越後守護代長尾邦景をつうじて上野守護山内上杉憲実にたいして事態改善を依頼する書状をしたためたのであった。

この諸公事の十年間免除をめぐることは、先掲記事と関連させてその起点を上杉禪秀の乱におく見解がある。しかしそれは誤謬である。次節でおこなう上野国綿貫荘の検証作業で明示するが、上野国における諸公事の十年間免除は、永享の乱^{（永享）}の恩賞である。

さて翌嘉吉三年、利根荘の代官職をめぐる事態がうごいた。

『建内記』嘉吉三年六月十七日条にはつぎの記事がみえる。

鎌倉那波^{（放）}。上総介宗元子若党号^{（江敷可尋、或松原云々）}榎本某来云、為^{（上野國）}三参宮并北野参詣^{（宗元）}上洛也、就^{（上野國）}其上野国利根庄代官職事、先年契約故那波^{（宗元）}之後、依^{（上野國）}三乱^{（上野國）}打置了、今度守護房州已治^{（上野國）}レ国、白

旗一揆輩可^{（宗元）}レ心^{（宗元）}三下知^{（宗元）}之時節也、仍為^{（宗元）}二家門^{（宗元）}之代官分^{（宗元）}、

榎本申^{（上野國）}三請^{（上野國）}房州^{（上野國）}之令^{（上野國）}三入部^{（上野國）}之処、四十余郷之内於^{（上野國）}三十二郷^{（上野國）}者^{（上野國）}心^{（上野國）}三下知^{（上野國）}、已四十余貫致^{（上野國）}沙汰^{（上野國）}之処、自^{（上野國）}レ其外之郷相支之間、預^{（上野國）}置年貢於森下ノ百姓^{（上野國）}罷上了、京都管領下知^{（上野國）}歟南禅寺長老^{（上野國）}三會^{（上野國）}之節也、狀歟乞^{（上野國）}三請^{（上野國）}之可^{（上野國）}レ付^{（上野國）}二房州^{（上野國）}一哉、然者、房州相^{（上野國）}副使者^{（上野國）}定可^{（上野國）}三相触^{（上野國）}歟、定地下之樣不^{（上野國）}可^{（上野國）}レ有

二相違^{（上野國）}之間所^{（上野國）}申也云々、予云、先所^{（上野國）}三悦喜^{（上野國）}也、但其後一向無音之処、不^{（上野國）}レ及^{（上野國）}三案内^{（上野國）}、無^{（上野國）}左右^{（上野國）}二称^{（上野國）}二家門^{（上野國）}之代官楚忽之至哉、那波之後、無沙汰之間、契約本郷、々々取^{（上野國）}二房州^{（上野國）}下知^{（上野國）}沙汰試^{（上野國）}之処、又不^{（上野國）}三事行^{（上野國）}、仍近日可^{（上野國）}レ談^{（上野國）}二越後守護内長尾^{（上野國）}之由、已談合之処更改可^{（上野國）}レ存^{（上野國）}二事兩様^{（上野國）}之由歟、然而房州下知正文加^{（上野國）}三見^{（上野國）}三可^{（上野國）}三思案^{（上野國）}之由仰了、明日可^{（上野國）}三持来^{（上野國）}云々、

代官那波宗元（すでに死去）子息の若党である榎本なる人物が、伊勢・北野参詣にかこつけて上洛し、万里小路時房につきのように告げたのである。①上野国の混乱は、結城合戦後に守護山内上杉氏が統御して白旗一揆も下知に應じる環境となったので、榎本が万里小路家代官を名乗って上杉憲実発給文書を奉じて入部し、四〇余郷のうち一二郷分の四〇貫を徴収した。②年貢は、まだ全額を徴収できていないので利根荘内の「森下ノ

百姓」に預けてある。③京都において管領か南禅寺長老から文書を獲得し、それを上杉憲実^{ノボ}に提示してその使者とともに残った郷々へ触れる手はずを整えたい。以上の三点である。

これにたいして万里小路時房は、つぎのように返答した。①来訪したことは喜ばしいが、これまで一向無音であったうえ勝手に万里小路家代官を名乗ったことは軽率である。②那波宗元の死去後まったく無沙汰だったので、本郷なる者と契約したがこれも不首尾なので、最近は越後守護代長尾邦景をつうじて改善の策を検討しており、榎本の申請をみると上杉憲実^{ノボ}にたいして「一事両様」の手続きになり問題がある。③榎本の所持する上杉憲実^{ノボ}発給文書の正文を確認したいと伝えたところ明日持参するそうだ。以上の三点である。

榎本が京都を訪れたのは、万里小路時房が新代官について越後守護代長尾邦景に相談しはじめた二ヶ月後のことであった。あるいは榎本は、その情報をえて上洛したのであるうか。また榎本が四〇貫を預けたという「森下ノ百姓」なる莊家・沙汰人層は、利根莊森下が片品川と利根川の合流する水陸交通の要衝であることに鑑みると、流通・金融に関与する有徳人としての性格も想定しうる。あるいは榎本は、金銭調達の見込みを提示したに過ぎないともいえよう。榎本は、おそらく上洛前に代官

職を僭称して村落との関係構築につとめ、万里小路家には事後承認を求めたのである。榎本が、わざわざ公験とすべく「下知状」を持参して上洛していることもその裏付けとなる。いずれにせよ代官職の獲得をめざす榎本の行動は、永享の乱・結城合戦による東国の社会変動の間隙を突くものだったといえる。

翌日、榎本は万里小路時房に拝謁し、自身の拠りどころとする上杉憲実^{ノボ}発給文書を提出して事情を説明した。同六月十八日条にはつぎのごとく記されている。

上州利根庄代官事、那波故上総介宗元若党榎本某持来房州
先度下知正文、去・今年之由相存之処、去永享四年下知也、
同五年入部少々所務、然相支之間、不^レ遂^二其節^一云々、何様
談^二合或人^一談越後上杉向後事也
安養院上人為中人也、即可^二示^二左右^一之由仰了、可^二対面^一
之由頻所望云々、仍一謁了^{百足持来、}申次常慶也、

万里小路時房は、榎本の所持する上杉憲実^{ノボ}発給文書は「こゝ一年のもの」と予期していたが、十年前（永享四年）のものであった。そこで時房は、仲介役（安養院上人）をつうじて越後守護代長尾邦景に対応をゆだねる方向で意志をかため、榎本の申入れは却下したのである。ただし時房は、榎本の希望をいれて対面だけは果たしている。

万里小路時房は、それから八日間、利根莊代官職について諸

人へ積極的に相談する姿がみえる。すなわち、同六月二十一日条の「列三星巖和尚在_(原居後列)弘前」、(中略)、上野利根庄_{房州許}拳状事申談之、証文等_令見申了、廿四日御弘事以後委可_レ承_レ之、可_レ思案之旨返答也、同二十三日条の「上智利根事云々、尤有_(野カ)馮者也」、同二十五日条の「今日以_(上野國)状示利根庄一行事、於勝定院主何様可_レ思案云々」との記事である。そして同二十六日、つぎのごとく最終決定を下したのであった。

利根庄代官職事、預_二松村宮内少輔_一、今日出_二補任_一也、請_{松村帝万左衛門尉義実来、於勝前加判也。}文父令_レ連署加判也、於_レ子者在国之間、令_二下向_一取_レ判可

取替_二之由、別出_二彼状_一者也、今日貳百疋持来、賜_二一献_一与_二太刀_一皮袋_二了、

京着百廿貫_(今カ)月中可_レ致_二沙汰_一、是大所務帳百七十貫分帳感得之也、若猶尋_二出之_一、又令_レ興行者、可_レ致_二加増之

沙汰之由、在_二請文_一、

万里小路時房は、新代官に松村宮内少輔なる人物を補任し、京都不在である本人の代理として在京の父松村義実と契約を交わしたのであった。このとき松村氏側は二〇〇疋を先納している。契約内容は、一二〇貫を請負額とし、もし一七〇貫の徴収がすすんだ場合は加増もあるというものであった。新代官の松村氏は、京都以外にも拠点をもつ経済力のある者とわかるが、

詳細な検討は今後の課題である。

なお、利根庄の記事はここでひとたび途絶える。つぎにみえるのは文安元年(一四四四)四月六日条の「保持者来、上州事、可_レ示_二判門田之由示聞_一了_(源子孫有)」との記述である。このとき万里小路時房は、山内上杉氏の在京雑掌判門田氏_(源)をつうじた交渉経路に切り替えようとしている。やはり京納は不調だったのであろう。

三 上野国綿貫荘と中原家

上野国綿貫荘は、群馬県高崎市綿貫町とその周辺地域に比定される。綿貫荘は、綿貫保と表記されることもあり、かつては国衙領であったとみられる。

上野国綿貫荘の様相は、室町中期のごく一時期のみ知ることができる。初見記事は、つぎに掲げた『康富記』文安六年(宝徳元年、一四四九)二月十一日条である。

十一日、(中略)、大学語云、掃部寮領上野国綿貫庄年貢事、

此以前十年間不_レ可_レ致_二年貢之沙汰_一之由被_二仰下_一了、自_二

今年_二可_レ致_二沙汰_一之由木部申之間、自_二局務_一被_レ引_二付寮

務御臣_二云云、

中原康富はこの日、掃部寮領である上野国綿貫荘に関するつぎの話を清原親種から聞いたのであった。すなわち、綿貫荘の年貢はここ十年間ほど納入されていなかったが、今年からまた京納すると木部なる人物が申し入れてきたので、局務清原業忠が仲介して掃部頭中原師郷に引き合わせた、というものである。

綿貫荘が掃部寮領であったことなど、この記事からも貴重な情報をえることができる。しかし従来まったく検討されていないが、右に登場した中原師郷もまた日記にこの出来事を書き留めている。『師郷記』文安六年（宝徳元年、一四四九）二月十一日条である。

十一日、壬戌、雨下、今日上野綿貫役山臥上洛、語云、地頭綿貫先年成御敵之間、先年「（字誤）」（前）對治、其後上相家人木部中務者拜領此所、至去年二十ヶ年、坂東寺社本所領年貢不致沙汰之間、（白）当年彼保年貢可致沙汰、澤木日上洛、明日可立熊野、還向之時可来云々、

中原師郷は、尋ねてきた綿貫荘関係者と接見のうえこれを書き付けた。そのため中原康富よりも内容が詳細である。師郷によれば上野国綿貫荘から上洛した山伏は、つぎのごとく語ったという。すなわち、①かつて地頭職であった綿貫氏は、永享の

乱のさい鎌倉公方足利持氏に加担したため上野守護の山内上杉氏によって退治された。②綿貫荘は、山内上杉氏被官の木部中務なる人物が拝領した。③永享の乱から十年間、東国寺社本所領の年貢は京納していなかったが、今年からまた納入する予定である。④木部氏本人もいま在洛中だが、明日から熊野参詣にむかうので京都に戻ったさい師郷のもとを訪れたい。というものである。

この『師郷記』の記事によって、前掲『康富記』の記述内容がさらに明瞭となる。まず綿貫荘に関するこの事由が『康富記』『師郷記』の両日記だけにみえるのは、同荘が掃部寮領で、掃部頭は中原氏一族が相承する家職だったためとわかる。また綿貫荘は、永享の乱まで綿貫氏が在地領主であったことも判明する。この点、『師郷記』永享七年（一四三五）十二月十三日条の「綿貫使山臥上洛了」との一文が改めて注目される。これは永享の乱（永享十年）まで綿貫荘にあった綿貫氏が、使者として山伏を上洛させ、年貢を京納していた痕跡なのである。しかし、永享の乱後に山内上杉氏被官の木部氏が綿貫荘を拝領すると、年貢納入は滞ったのであった。上野守護の山内上杉氏は、永享の乱後の十年間、年貢押領を黙認して恩賞に充てたのである。前節でみた利根荘と同様である。そして永享の乱から十年

後にあたる文安六年（宝徳元年）、木部氏は熊野参詣の機会をとらえて掃部寮を統轄する中原師郷と接触し、京納の再開を告げたのである。

しかし、在地をおさえる木部氏本人からの申請にもかかわらず綿貫荘の年貢京納は滞りがちであった。『師郷記』享徳元年（一四五二）十二月十四日条にはつぎの記述がみえる。

十四日、壬寅、今日、自^{（上野國）}綿貫^{（中務省木部）}役代官^{（家）}使山^{（山）}、為^{（山）}二年貢分^{（山）}金二両二分^{（注云々）}持^{（山）}来^{（山）}之、依^{（山）}国物念^{（山）}去年^{（山）}・去^{（山）}々年彼年貢不^{（山）}致^{（山）}沙汰^{（山）}之由申^{（山）}之、去夏比月輪前相公判門日^{（山）}二籌^{（山）}策、依^{（山）}之致^{（山）}沙汰^{（山）}云々、

中原師郷はこの日、木部氏の使者である山伏から当年（享徳元年）分として金二両二分を受領した。ただし本来の年貢銭は金三両であった。経費として八分を相殺した金額が納入されたのである。また、そもそもこの二・三年は未納であったことも判明する。この日に年貢が納入されたのは、去夏から公家衆の月輪家輔をつうじて上野守護山内上杉氏の在京雜掌判門田氏と交渉したことが功を奏したためであった。

しかし月輪家輔は、一体なぜ仲介役としての役割を果たせたのであろうか。その理由をさぐるとき、つぎに掲げた『建内記』文安四年（一四四七）五月二十三日条の記述が注目される。

月輪宰相^{（家輔）}、参^{（開）}詣江嶋弁才天^{（原忠）}、春日権預祐識^{（原忠）}同道云々、月輪家輔は、文安四年五月、公家衆ながらも参詣を目的として相模国江の島（神奈川県藤沢市）までみずから赴いているのである。東国への下向経験をもつ月輪家輔は、東国武家社会への有効な伝送路を知悉する人物だったのであろう。また月輪家輔らによる江の島参詣の記事からは、文安四年の東国社会が政治的に安定していたことが読みとれる。前述した木部氏による文安六年の熊野参詣もまた表裏関係にある行動として理解できよう。文安年間における東国荘園からの京納再開は、東国社会の安定にともなう京都―鎌倉間の人流・物流の改善とも連動していたとみることができる。

四 越後国白河荘と九条家

越後国白河荘は、新潟県阿賀野市の全域に比定される。長承三年（一一三四）八月に立券された荘園である。皇嘉門院や宜秋門院による伝領が知られるが、ともに九条家出身の女性である。総じて、領家職は九条家のもとにあったといえよう。じつさいに『九条家文書』には領家分とみられる散用状が伝存している^{（33）}。そして預所職には、安貞二年（一一二八）ごろ侍従能忠

なる人物が確認できる。また莊務は、開発領主で「白河御館」と呼称された城氏がつかさどっていたが、建仁元年（一一〇一）に没落した。地頭職はその後、伊豆国出身の御家人大見氏がにぎり安田氏・水原氏・山浦氏などを名乗って分流・展開した。なお嘉暦元年（一一三二）以前、地頭職は安達時頼に移ったようであるが、嘉暦二年八月にはいまだ大見氏一族の関与のもと検注名寄帳が作成されている。

室町期、九条家と白河荘の關係はひとたび断絶した。たとえ、建武三年（一一三六）八月二十四日付の九条道教当知行地目録案は「越後国白川庄（領家職）」を「御家領事（御知行分）」とするが、応永三年（一一三九）四月付の九条経教遺誡では「越後国白河庄、雖有名無実、先為当知行分」となっている。九条家は、白河荘領家職を相伝こそするものの京納は途絶えていたとみるべきであろう。

白河荘と九条家の関わりが再生したのは、文安年間のことである。『九条満家公引付（文安二年）』（文安二年）文安二年条に、つぎの二通の文書案が収載されている。

越後国白河庄領家職事、預進候上者、毎年々貢九月中（先）
有ニ執沙汰候、仍可被レ全ニ知行候之状如件、
（九条満家）

文安二年十一月廿五日

判

上杉八条入道殿

渡状案

（越後国）白河庄領家職事、可レ被レ打渡八条殿御代候也、謹言、

十一月十六日

実景（氏也）

添崎小四郎殿

九条満家は、文安二年（一四四五）十一月、白河荘領家職を八条上杉氏に預けて代官とし、年貢を執沙汰するよう命じたのであった。ただしその九日前、すでに長尾実景（越後守護代長尾邦景の子息）が、添崎小四郎なる人物にたいして同領家職を「八条殿御代」すなわち又代官に打渡すことを命じている。問題は、この二通の発給順序の意味するところであろう。

九条家は、前述のごとく応永三年時点で白河荘領家職を有名無実と認識していた。この文安年間も当知行できていなかったとみられる。それを勘案すると八条上杉氏は、この文安二年に越後守護上杉房朝から白河荘領家職を付与され、形式上、九条家による代官職の補任を望んだとみるべきであろう。白河荘の在地は、おそらく越後守護上杉房朝がおさえていたのである。白河荘に影響力をもっていた山浦上杉氏が、応永年間の越後争乱で没落したことが関係しているのであろう。さらに八条上杉氏は、おもに在京して活動する上杉氏一族であった。それゆえ

八条上杉氏は、九条満家に長尾実景書状を提示し、領家である九条家に配慮を示したのであろう。いずれにせよ九条家は、これを契機として白河荘領家職の京納再開にむけての糸口をつかんだのである。

文安五年(一四四八)九月、九条満家は邸宅修理のため九条家領への段銭賦課を企図した。満家は、室町幕府をつうじて、徴収可能とみた九条家領が存在する諸国守護にたいして段銭徴収を要請したのである。これは同八月、満家が子息九条政忠へ家督を譲ったことに連関するうごきとみられる。そのとき越後国白河荘は、徴収可能な荘園と判断されたのであった。これは、満家が文安五年時点で白河荘を当知行だと認識していたことを示している。

文安五年における白河荘と九条家の関係は、『九条満家公引付』⁽⁴⁶⁾〔文安四年十一月〕に控えられた文書案群によつて知ることができる。まず九月ごろ九条満家は、「越後国白川庄」を「家領当知行分、為二段銭役遣奉行二分」として掲出した。⁽⁴⁷⁾前述の八条上杉氏との契約関係にもとづく認識といえよう。そして九月二十二日、満家はつぎの文書をしたためた。

越後国白川庄事、自去々年^(上杉房朝)守護被管申付千坂対馬入道候、為守護^(上杉房朝)申付、執沙汰候様、別而御教書申沙汰候

者、尤喜悦之至候之状如件、

九月廿日

判

飯尾加賀入道殿^(九条満家)

九条満家は、九条家々門奉行をつとめる幕府奉行人飯尾為行をつうじて、越後上杉氏被官の千坂対馬入道にたいして執沙汰(「段銭徴収」を命じる將軍家御教書(「管領奉書」)を越後守護上杉房朝宛で発給するよう幕府に依頼したのである。ここにみえる千坂対馬入道は、のちに越後上杉氏被官として重要な位置をしめる千坂定高や千坂高信らの父世代の人物である。⁽⁴⁸⁾千坂対馬入道の身分格式に鑑みると、さきに「八条殿御代」とみえた又代官は、あるいは千坂対馬入道だったのであろうか。

さて室町幕府は、九条満家の依頼からわずか二日後、越後守護上杉房朝にたいしてつぎの管領細川勝元奉書を発給した。

九条前関白家雜掌申越後国白川庄段銭事、為殿中修理要脚被懸仰者也、早来十月中可被致執沙汰之由所被仰下也、仍執達如件、

文安五年九月廿二日

右京大夫(花押)

上杉民部大輔殿^(房朝)

管領細川勝元は、九条満家の要請どおり、越後守護上杉房朝にたいして白河荘の段銭徴収を命じたのである。『九条家文書』

にこの管領奉書の正文が伝存することは、段銭徴収における當事者主義の実態をあらわしている。そして満家は、じつさいにこの管領奉書を越後上杉房朝に提示しつつ、白河荘の段銭徴収を要請するつぎの文書をしたためたのである。

家領白川庄段銭事、御教書如_レ此候、嚴密被_レ仰_二付千坂入

道一候者、殊芳恩候、猶含_レ使者一候也、謹言、

十月二日
(文安五年)
(房朝)包
判

上杉殿

右は九条満家が、越後守護上杉氏の重要性を認識し、管領奉書の獲得のみでは京納がむずかしいと判断していたことを物語る。またつぎに掲げた文書案をみると満家は、代官(又代官)が千坂対馬入道のままでは京納が実現できないと考えていたこともわかる。

白河庄反銭事、既被_レ成_二御教書事候、代官千坂入道緩怠

甚候之間、代官職事_{定無沙汰候ぬと存候間}申_二付余仁一度候、雖_レ然借

物子細候之間、_{命改易候者}遂_二散用可_二返遣一候、其間事可_レ然之様

被_二仰付一候者、恩賜之至候也、謹言、

十一月十五日
(文安五年)
(房朝)包
判

上杉殿

九条満家は、代官職を千坂対馬入道から他人に交替させたい

と希望し、改易が実現した場合には借物の収支決済に応じる旨、越後上杉房朝に伝えたのである。千坂対馬入道は、代官(又代官)であるとともに、債権者の立場にもあったのであろう。ただし千坂対馬入道の解任の実否は、史料がなく不明である。

白河荘と九条家の関係は、その後しばらくの間うかがえない。つぎにみえるのは『経覚私要鈔』宝徳四年(一四五二)四月二十六日条である。

越後国白川庄者、九条家領也、而近年有名無実ニシテ、纔

三千疋致_二沙汰一云々、越後守護事、誉田遠江入道扶持者也、

古市事、彼入道下無_レ双之知人也、仍仰_二付古市一沙汰試、若

無_レ為沙汰者、九条へも令_二増進一、私得分にも可_レ沙汰之由

仰含之間、此間就_二遠江入道令_二勅勞一之処、既上杉雜掌長

嶋ト云者ニ仰含云々、今日令_二注進之旨一也、

白河荘からの京納は、宝徳四年段階でわずか三千疋であったという。そこで九条満家の弟経覚(もと奈良興福寺別当)は、大和国人古市胤仙の知人である誉田全宝をつうじて越後守護上杉氏と接触、誉田全宝の仲介によって越後上杉氏の雜掌長嶋氏にはたらきかけたのである。このとき九条満家はすでに死去(文安六年五月)しており、後継家督の九条政忠は十三歳であった。

古市氏と関係をもつ経覚は、甥政忠のために越後上杉氏への橋

渡しを試みたのであろう。しかし白河荘からの京納が改善された形跡は残されていない。そしてこの記事が、白河荘と九条家の関係がみえる終見となる。

おわりに

以上、室町期における公家の東国荘園について四事例を考察した。共通するのは、いずれも上杉諸氏（犬懸、山内、越後、八条）との関係がみえることである。これは、公家が東国荘園を維持するには上杉諸氏との関係構築が重要な意味をもっていたことを示している。しかし、古文書・古記録に記されるのは訴訟や代官補任の手続きが中心で、村落に関連した話題はみえない。遠隔地の東国荘園ゆえ、滞納の解消にむけて尽力するのが精一杯で、在地・荘家との濃密な関係構築は困難だったからである。そして、それこそが東国荘園からの京納が恒常的・継続的に維持できなかった理由であろう。

東国荘園をめぐる訴訟の場合、公家が積極的に行動を起こすのは、鎌倉府中枢への回路が整ったときである。とくに引付機能⁽³³⁾をもち施行状を発給する関東管領との接点は重要であった。また代官職は、在地の国人層をえらび金銭的請負契約を結んで

いた。しかし室町期の東国では、上杉禪秀の乱など社会変動がつづいた。とくに永享の乱後は、代官であった国人の没落した東国公家領がひろく恩賞に充てられ、十年間の押領が黙認・合法化された。その再生には在地への押さえが効く守護職との接続回路が重要度を増した。たとえば上野守護にたいする有効な経路は、山内上杉氏の在京雜掌判門田氏に収斂されていた。在京する公家には、そうした手立てしか選択肢がなかったのである。

東国公家領の再生は、文安年間に画期がみえる。これは永享の乱から十年間が過ぎ、恩賞としての押領が許されなくなったためである。東国荘園の経営環境は、気候変動よりも政治社会状況に大きな影響をうけていたといえよう。京納の再開交渉は京都で行われ、文安年間の京都―鎌倉間の人流・物流の円滑化がそれを助けた。寺社参詣は、行動指標のひとつとなりうる。また東国社会の混乱に乗じて、積極的に代官職の獲得をめざす人物の存在もみえた。しかし東国公家領では、守護や守護代の関係者から代官職を選ぶようになっていった。公家にとって、在地社会への影響力を強める守護・守護代との関係構築は重要になる一方であった。しかしそれもまたすべては自力救済であった。

本稿では、室町期東国の公家領について検証したが、なお京都寺社や伊勢神宮の東国荘園の検討を残した。東国荘園の全体像をとらえるには武家領をふくめて多様な個別事例の集積が必要である。それらは別稿にて引続き検証作業をすすめたい。

註

- (1) 伊藤俊一『室町期荘園制の研究』（塙書房、二〇一〇年）、同「室町期荘園制論の課題と展望」（『歴史評論』七六七、二〇一四年）など参照。
清水亮「南北朝～戦国期の荘園」（『荘園史研究会編』『荘園史研究ハンドブック』東京堂出版、二〇一三年）。
- (2) 井原今朝男「室町期東国本所領荘園の成立過程―室町期再版荘園制論の提起―」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇四、二〇〇三年）、同「東国荘園年貢の京上システムと国家的保障体制―室町期再版荘園制論（2）―」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇八、二〇〇三年）。
- (3) 拙著『室町幕府の東国政策』（思文閣出版、二〇一四年）、拙稿「堀越公方足利政知の東国下向と蹉跌―黒田基樹編『足利成氏・政氏とその時代』戎光祥出版、二〇一二年刊行予定）。
- (4) 奥富敬之「荘城復元研究二例―山内荘と糟屋荘―」（『荘園研究会編』『荘園絵図の基礎的研究』三二書房、一九七三年）、同「相模國得宗領の個別的研究（三）―第二章 糟屋荘―」（『神奈川県史研究』一九、一九七三年）、同「相模國糟屋荘の開発過程」（『竹内理三編』『荘園絵図研究』東京堂出版、一九八二年）、福田以久生「相模國糟屋荘の寄進者」（『駿河相模の武家社会』清文堂、一九七六年、初出一九七四年）など参照。

- (6) 「安楽寿院古文書」（『神奈川県史』資料編Ⅰ古代・中世（1）、古代編七九八号）。
- (7) 岡野友彦「久我家領荘園の伝領とその相続安堵」（『中世久我家と久我家領荘園』統群書類従完成会、二〇〇二年、初出一九八八年）、同「久我家領荘園の「一円」化と「退転」」（前掲『中世久我家と久我家領荘園』所収、初出二〇〇二年）。
- (8) 『吾妻鏡』建仁三年九月二日条。関連論考として、湯山学『中世の伊勢原をめぐる武士たち』（伊勢原市教育委員会、一九九一年）、同「相模武士」第5巻（戎光祥出版、二〇一二年）など参照。
- (9) 「比志島文書」（『南北朝遺文』関東編、二一〇号）。
- (10) 國學院大學久我家文書編纂委員会編『久我家文書』（統群書類従完成会、一九八一年、一〇四号）。
- (11) 前掲『久我家文書』一四一―一四二号。
- (12) 前掲『久我家文書』一五五号。
- (13) 「神道大系」神社編二十鶴岡。
- (14) 前掲「比志島文書」参照。
- (15) 「慈心院文書」（前掲『南北朝遺文』二三五号）。
- (16) 「尊経閣文庫所蔵粟生文書」（前掲『南北朝遺文』二〇四五号）。
- (17) 「石水博物館所蔵佐藤文書」（前掲『南北朝遺文』一三七二号）。
- (18) 「相州文書」大住郡（大山寺八大坊所蔵）、「室町遺文」関東編、一三三―一三五号）。
- (19) 「円覚寺文書」（前掲『南北朝遺文』二一一―二三号）。関連論考として、山田邦明「鎌倉府の直轄領」（『鎌倉府と関東』校倉書房、一九九五年、初出一九八七年）参照。
- (20) 「安楽寿院古文書」（『平安遺文』二五一―一九号）。
- (21) 「竹内文平氏所蔵文書」（『鎌倉遺文』一三六―一六六号）。
- (22) 「大友文書」（『鎌倉遺文』三二〇―五六号、前掲『南北朝遺文』

- 三一六二・四一五一号)、「吉祥寺文書」(前掲『南北朝遺文』二五二七号)。
- (23) 峰岸純夫「十五世紀東国における公家領荘園の崩壊―上野国利根荘の場合―」(『中世荘園公領制と流通』岩田書院、二〇〇九年、初出一九七八年)。
- (24) 大日本古文書『上杉家文書』七五・七六・七八・八五・八六号。
- (25) 「文化庁所蔵皆川文書」(『結城神社所蔵結城小峯文書』石川武美記念図書館所蔵成資堂古文書所収小峯文書)「東京大学文学部日本史学研究所所蔵結城白川文書」(『楓軒文書纂』九一) (前掲『室町遺文』二〇五三、二〇六二、二一〇一、二一九二、二二〇〇、二二一三七号)、「前田家所蔵文書實録院藏文書」(『神奈川県史』資料編3古代・中世(3七)、五七四六号。那波氏については、山田邦明「鎌倉府の奉公衆」(前掲『鎌倉府と関東』所収、初出一九八七年、植田真平「鎌倉公方足利持氏の近臣と公方権力」(『鎌倉府の支配と権力』校倉書房、二〇一八年、初出二〇〇九年)など参照)。
- (26) 判門田氏については、佐藤博信「上杉氏家臣判門田氏の歴史的位位置」(前掲『統中世東国の支配構造』所収、初出一九九〇年)など参照。
- (27) 掃部寮については、奥野高廣「掃部寮の研究」(『国史学』七二・七三号、一九六〇年)、同「掃部寮領について」(『國學院大學文学部史学科編』『日本史学論集』下巻、吉川弘文館、一九八三年)参照。
- (28) 木部氏については、佐藤博信「上杉氏家臣木部氏の軌跡」(『統中世東国の支配構造』思文閣出版、一九九六年、初出一九九三年)参照。
- (29) 室町期山伏の役割については、榎原雅治「山伏が棟別銭を集めた話」(『日本中世地域社会の構造』校倉書房、二〇〇〇年、初出一九八六年)など参照。
- (30) 図書寮叢刊『九条家文書』一四四八号。
- (31) 「天理大学付属天理図書館所蔵九条家文書」(『加能史料』平安Ⅳ、治承四年五月十一日条、「九条家文書」(『鎌倉遺文』一四四八号)。
- (32) 前掲『九条家文書』五・一〇号。なお本家職は、「吾妻鏡」文治二年三月十二日条に「白河庄白河郡」とあり、近衛基通による領有の形跡があることから殿下渡領とみるむきもある。
- (33) 前掲『九条家文書』一四七三・一四七四号。
- (34) 前掲『九条家文書』一四七五号。
- (35) 「玉葉」治承五年七月一日条。
- (36) 前掲『九条家文書』一四四九号。
- (37) 『吾妻鏡』建仁元年正月二十三日、二月三日・五日、三月四日・十二日、四月二日・三日、五月四日、六月二十八日条。
- (38) 「反町英作氏所蔵文書(大見安田氏文書)」(『新潟県史』資料編4中世二文書編Ⅱ、一四八三、一四八九号)、「反町英作氏所蔵文書(大見水原氏文書)」(前掲『新潟県史』一五〇八・一五〇九・一五一一、一五一四号)、「山形大学所蔵文書(中条家文書)」(前掲『新潟県史』一七六三・一七六四(一)・(二)・一七六九・一九一一号)。
- (39) 「神奈川県立金沢文庫文書」(『新潟県史』資料編5中世三文書編Ⅲ、四〇五八号)。
- (40) 阿部洋輔「越佐関係中世史料(一)」「(『新潟県立文書館研究紀要』三、一九九六年、伊藤清郎「越後国白河荘と大見安田氏―新史料をめぐって―」(『国史談話会雑誌』三七、一九九七年)参照)。
- (41) 前掲『九条家文書』二二三号。
- (42) 前掲『九条家文書』二二八号。
- (43) 小森正明「九条家本『九条満家公引付』〔文安七年〕」(『書陵部紀要』五三、二〇〇二年)。
- (44) 八条上杉氏については、谷合伸介「八条上杉氏・四条上杉氏の基礎的研究」(黒田基樹編『関東上杉氏一族』或光祥出版、二〇一八年、初出二〇〇四年)、森田真一「越後守護家・八条家と白河荘」(前掲『関

- 東上杉氏一族」所収、初出二〇〇四年）など参照。
- (45) 越後応永の乱については、佐藤博信「越後応永の内乱と長尾邦景」（『越後中世史の世界』岩田書院、二〇〇六年、初出一九七六年）など参照。
- (46) 『九条満家公引付』文安四年二月（『圖書寮叢刊』『九条家歴世記録』二）。関連論考として、田沼睦「莊園領主段銭ノートー賦課仕組みに触れて」（『中世後期社会と公田体制』岩田書院、二〇〇七年、初出一九九二年）参照。
- (47) 前掲『九条満家公引付』文安四年二月一八丁表。
- (48) 前掲『九条満家公引付』文安四年二月一九丁裏。
- (49) 千坂氏については、中村亮佑「越後上杉氏直臣に関する基礎的考察——越後千坂氏を中心に——」（久保田昌希編『戦国・織豊期と地方史研究』岩田書院、二〇二〇年）参照。
- (50) 前掲『九条家文書』一四五一号。なお、前掲『九条満家公引付』文安四年六月十一丁裏には本文書の案文が控えられる。
- (51) 前掲『九条満家公引付』文安四年十二月十二丁裏。
- (52) 前掲『九条満家公引付』文安四年二月十七丁裏。なお、同十八丁表には、
 ほぼ同文のつぎの文書案が控えられている。
 白河庄段銭事、被_レ進_レ御教書事候、代官千坂入道緩急之甚候之間、
 執沙汰事不_レ定候之間、申_レ付奈仁_一度候、御書雖然借物子細候之間、
 令_レ改易_一候者、遂_レ散用_一可_レ返遣_一之由可_レ申_レ付_一当代官_一候、其間
 事可_レ然様被_レ仰付_一候者、恩賜之至候也、謹言、
文安四年十一月_一日
上杉殿
- (53) 拙稿「関東管領の奉書」（黒田基樹編『鎌倉府発給文書の研究』戎光祥出版、二〇二〇年）、同「関東管領の施行状」（前掲『鎌倉府発給文書の研究』所収、二〇二〇年）。

